行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会

尾張北部権利擁護支援センター
センター長　山中和彦（社会福祉士）

NHKクローズアップ現代

『認知症“いのちの金が奪われた”』 2010年10月27日放映

この番組では、認知症の人のお金が、いろいろな人からとられていく様子がえがかれています。

○　悪人である詐欺師（さぎし）＝オレオレ詐欺
○　証券会社の営業マン
○　タクシーの運転手
○　近所のしりあい

認知症の人は、だまされているともわからず、また、助けを求めることもできず、ひどい、苦しい生活をすることになっていました。

↓

そこで、助けとなるのが、後見人（こうけんにん）です。

成年後見制度

成年後見制度

根拠法：**民法**

法定後見制度

すでに判断能力が十分でなくなっている方が対象。
単に成年後見制度というときは、法定後見制度のことをいうことが多い。

類型（タイプ）

後見

保佐

補助

重度

軽度

根拠法：任意後見契約に関する法律

任意後見制度

任意後見契約を結ぶ判断能力のある方が将来の不安に備えて利用。

任意後見契約

全国で利用者２，６５２人
（令和元年１２月末時点）

成年後見制度とは

① 判断能力が不十分な人 に対して

② 成年後見人 などの 法律上の権限を持つ
援護者をつけて保護したり支援する

③ 法律（民法） 上の制度

→ 家庭裁判所が運用（監督まで）

成年後見制度の対象者

精神の障害により、判断能力が十分でない方

具体的には

- 認知症の方
- 知的障害のある方
- 精神障害のある方（高次脳機能障害等含む）

身体がご不自由で自分で財産管理（預貯金の入出金など）ができなくても、判断能力のある方はこの制度の対象にはなりません。

また、単にお金遣いが荒いということでは制度の対象になりません。

成年後見人がもつ法律上の権限

①代理権

本人のかわりに、法律行為をする権限

・銀行口座の照会、開設、解約、引き出しなど

・年金の各種手続きなど

・借家の解約など

②取消権

本人がおこなった法律行為を取り消す権限

・訪問営業に応じてしまった契約を取消すなど

いずれも、行政職員・福祉職では、できないこと

成年後見制度の手続き

四親等内の親族

判断能力の不十分な人

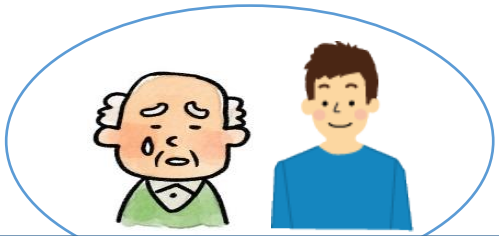

①親族などが本人のために申立て

家庭裁判所

②
調査
鑑定
審問

成年後見人

選任

登記

③成年後見人を選任・登記

東京法務局

銀行・市役所など

④登記事項証明書をもって
本人の代理など本人ため
後見活動をする

制度利用対象者

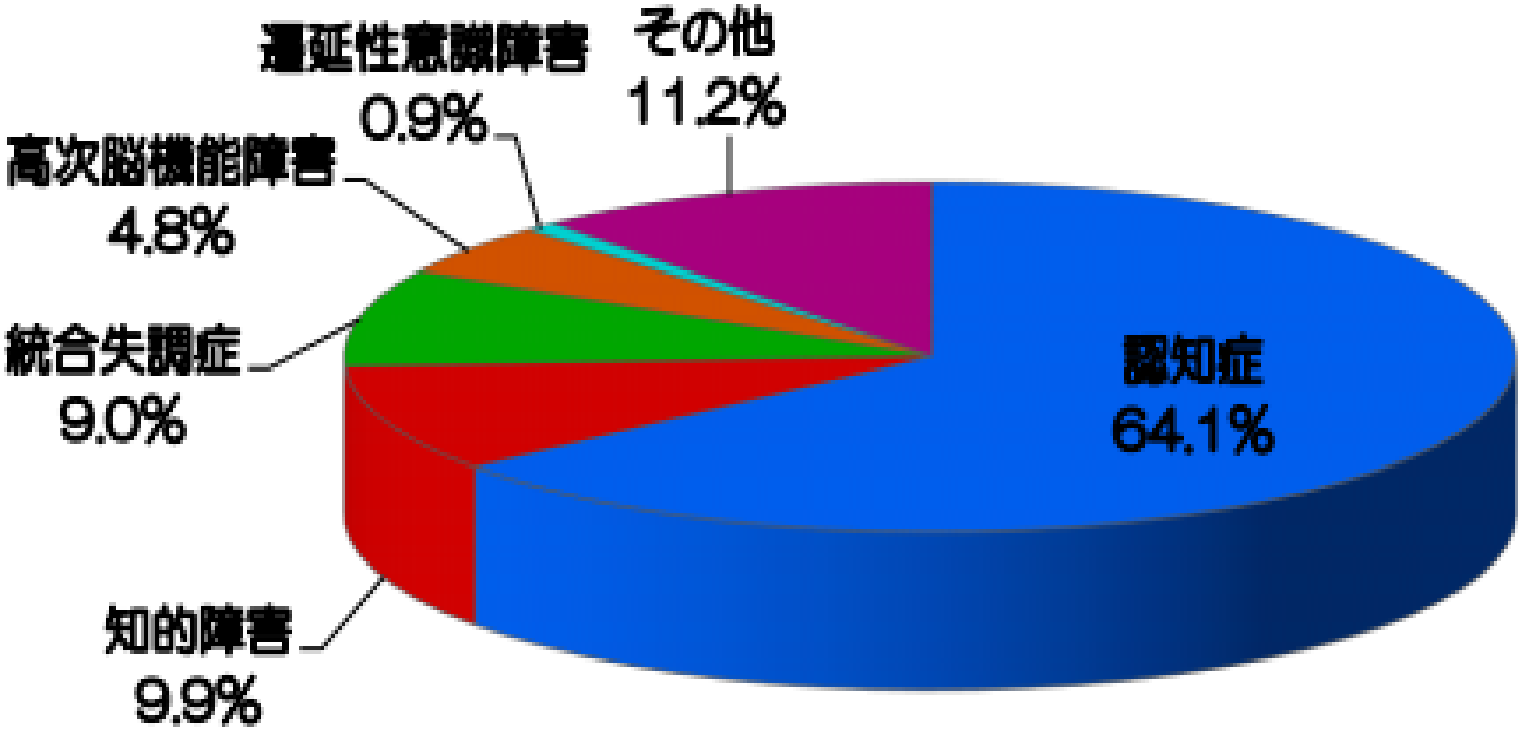

出所：『成年後見事件の概況ー令和２年１月～12月ー』最高裁判所事務総局家庭局

申立のできる人

成年後見制度は、本人の自己決定を制約する側面があります。

→　申立てできる人は限られます。

親族申立て
①本人
②配偶者
③4親等内の親族

・現実的に、申立ての費用と手間をお願いできるのは、親、子、兄弟姉妹、おい、めい、ぐらいまでかもしれません。
・申し立て費用（1万円ぐらい）は、原則申立人が負担します。

親族がいないとき → 市町村長申立て

①ほんとに身寄りがいないという場合

②親族がいても本人と同様高齢であったり、疎遠である場合

③親族がいても本人を虐待している場合

市町村長が、申立てをすることができます。

誰が申し立てているか

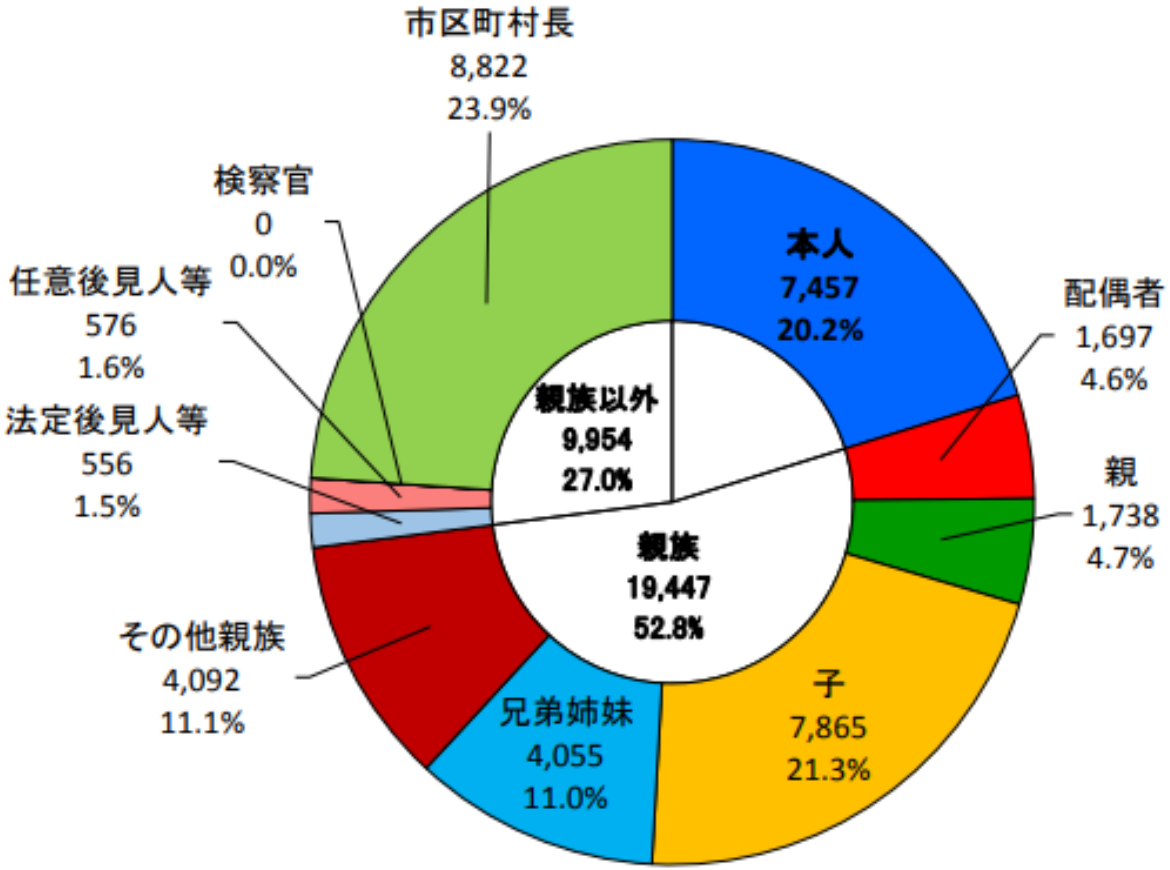

出所：『成年後見事件の概況ー令和２年１月～12月ー』最高裁判所事務総局家庭局

アルツハイマー型認知症の経過

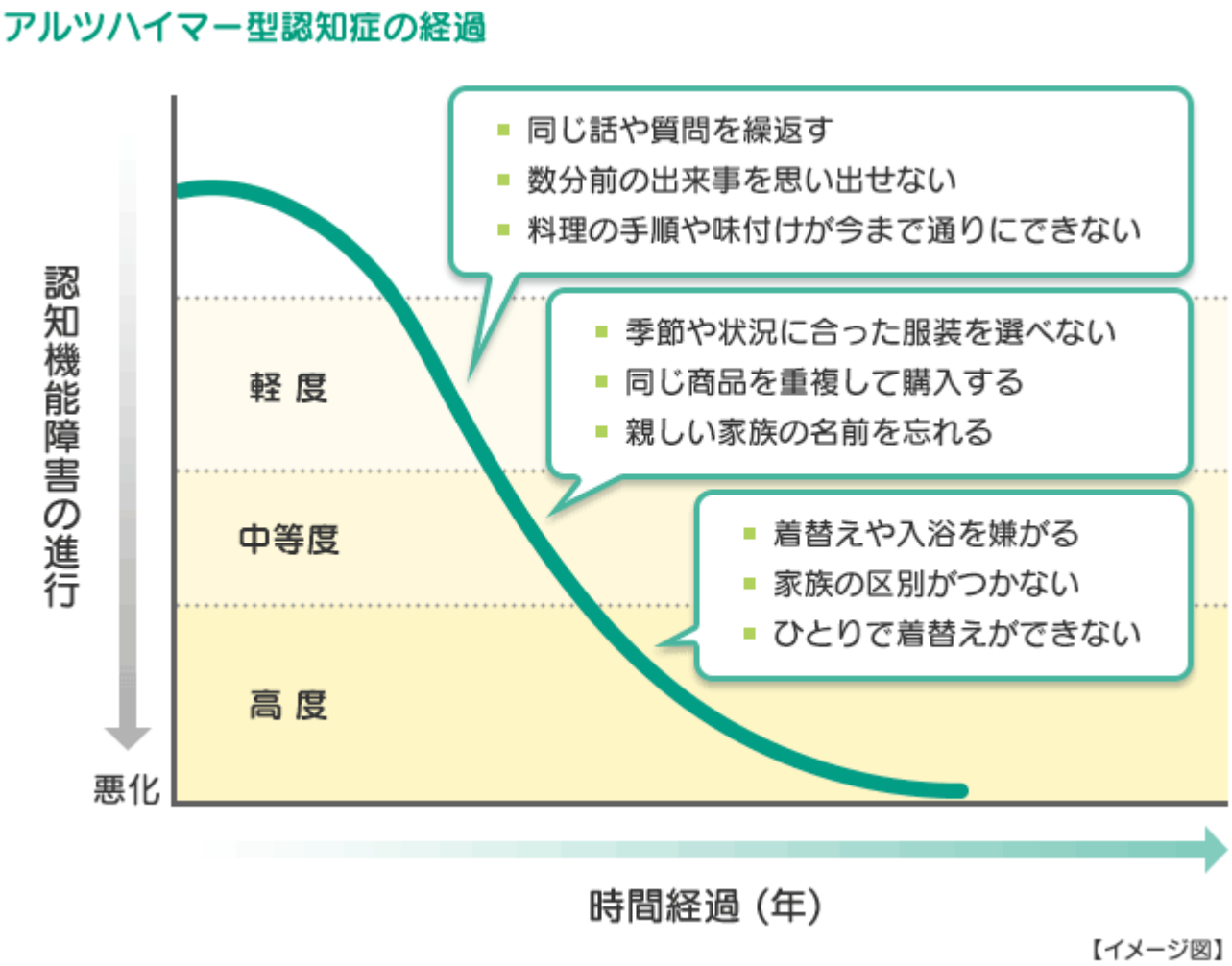

民法は、判断能力の程度を３つに分類

補助

↓

保佐

↓

後見

民法は、判断能力の程度を３つに分類

判断能力が不十分といってもいろいろなレベルがありますが、民法では、３つの類型（タイプ）に分け、それぞれに権限の違う援助者を規定しています。

判断能力の程度	類型	援助者	当事者
①事理を弁識する能力を欠く常況にある者	後見	成年後見人	成年被後見人
②事理を弁識する能力が著しく不十分である者	保佐	保佐人	被保佐人
③事理を弁識する能力が不十分である者	補助	補助人	被補助人

後見・保佐・補助の目安

旭川家庭裁判所資料から作成

後見	保佐	補助（左から推測）
いわゆる植物状態又は植物状態に準ずる場合		
精神上の障害の程度が最重度の場合	精神上の障害の程度が中程度の場合	
長谷川式簡易認知症スケール１０点以下	長谷川式簡易認知症スケール１１～１５点	長谷川式簡易認知症スケール１５～２０点
療育手帳A判定	療育手帳B判定	療育手帳C判定
精神保健福祉手帳１級	精神保健福祉手帳２級	精神保健福祉手帳３級
知能検査等の施行が不能		

後見・保佐・補助の最終判断は、裁判所が行うが、申立て書類に添付する医師の診断書が重要な判断材料となっている。

後見（重度の方が対象）

重度＝ほとんど判断できない人を対象

① 後見人は、本人を代理して財産に関するすべての法律行為ができます。**【代理権】**

② 本人が行った法律行為は、後見人が取り消すことができます（日常の買い物などの生活に関する行為は除く）。**【取消権】**

後見開始の審判

後見人は、**ほぼオールマイティの代理権と取消権**を持つことになる。
（※結婚、養子縁組などの代理はできない）

保佐（中程度の方が対象）

中程度＝判断能力が著しく不十分な人を対象

① 保佐人は、民法１３条１項に定める行為について同意することができ、保佐人の同意がなかったときはその行為を取り消すことができます。**【法定された同意権と取消権】（同意権と取消権は表裏）**

② 保佐人は、**本人の同意があり、**裁判所に申し立てることによって、裁判所が認めた範囲の法律行為について本人を代理して行うことができます。**【裁判所に申し立てて認められた範囲での代理権】**

法定の同意権、取消権はついてくる

代理権付与の審判

民法第１３条第１項に定める行為

被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第9条ただし書に規定する行為については、この限りでない。 元本を領収し、又は利用すること。

1. 借財又は保証をすること。
2. 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
3. 訴訟行為をすること。
4. 贈与、和解又は仲裁合意（仲裁法 （平成15年法律第138号）第2条第1項に規定する仲裁合意をいう。）をすること。
5. 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。
6. 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。
7. 新築、改築、増築又は大修繕をすること。
8. 第602条に定める期間を超える賃貸借をすること。
9. 前各号に掲げる行為を制限行為能力者(未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人をいう。以下同じ。)の法定代理人としてすること。

補助（軽度の方が対象）

軽度＝判断能力が不十分な人を対象

① 補助人は、本人の同意があり、裁判所に申し立てることによって、 民法１３条に規定の範囲のうち裁判所が認めた範囲の法律行為について同意権があります。 **【申立てにより認められた同意権と取消権】**

② 補助人は、**本人の同意があり**、裁判所に申し立てることによって、裁判所が認めた範囲の法律行為について本人を代理して行うことができます。 **【裁判所に申し立てて認められた範囲での代理権】**

同意権付与の審判

代理権付与の審判

後見・保佐・補助の違い

① 後見は、オールマイティ

② 保佐は、同意権は法律で定められている範囲でついてくるが、代理権は申し立てないと付与されない。

③ 補助は、同意権も代理権も申し立てた範囲で付与される。

④ 法定されていないことを申し立てるのには同意がいる。

	後見	保佐	補助
同意権（取消権）	法定（すべて）	法定（民法１３条に規定）	申立ての範囲同意必要
代理権	法定（すべて）	申立ての範囲同意必要	申立ての範囲同意必要
申立て	同意不要	同意不要だが、代理権には同意必要＝同意必要	同意必要

成年後見人等ができない行為

①事実行為

・食事や排泄等の介助、清掃、送迎、病院等への付き添いなどの行為。

②身元保証人・身元引受人・入院保証人等になること

③医療行為への同意

・現行法上、本人以外は誰もできない。

④一身専属的な権利の代理行為

・結婚、離婚、養子縁組、離縁など。

後見、保佐、補助、任意後見の割合

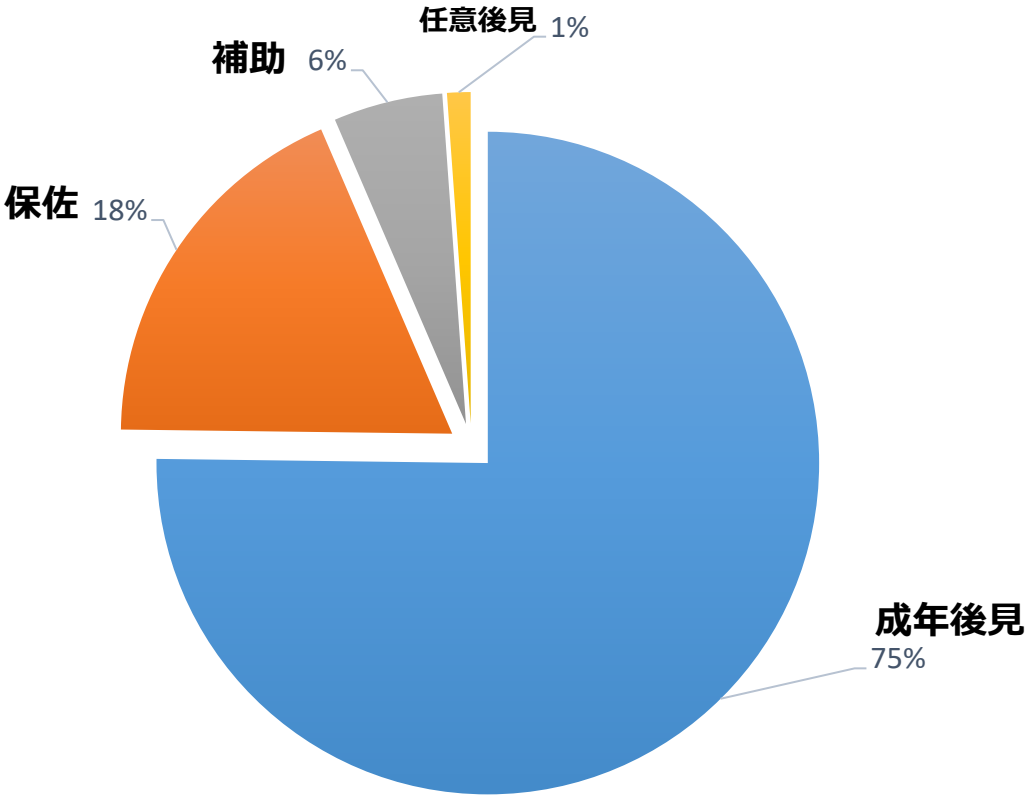

出所：『成年後見事件の概況ー令和２年１月～12月ー』最高裁判所事務総局家庭局

申立ての流れ

準備

- ケース検討会
- 親族の場合尾張北部権利擁護支援センターで相談

書類作成

- 本人情報シート
- 診断書をとる
- 戸籍など添付書類を集める
- 申立書を書く

１か月ぐらい

受理面談

- 名古屋家裁で受理面接（要予約）
- 必要であれば精神鑑定

審判

- 審判書
- ２週間
- 確定
- 登記

１～２か月ぐらい

※場合によってもさらに時間がかかる

申立てにかかる時間

申立書類の作成（１か月ぐらい）

・戸籍をとる（本人、申立人）
・親族関係を調べる
・診断書をとる
・財産を調べる（預金通帳のコピーがいる）

↓

申立書類の提出（受理面接）

↓

（保佐、補助の場合）本人の調査官面接

↓

審判（審判書の送付）

↓

異議申立て期間（２週間）を経て確定

１か月以内
４７．２％
１か月超え
２か月以内
３１．７％

最高裁判所資料
H29実績

早めの対応を

- なかなかきっかけがつかめないかもしれませんが、遅くなれば、
  - 本人のダメージ大きくなる
  - 援助の選択肢が狭まる
  - 保護的な援助にならざるをえない

ひとり暮らしの高齢者は、特に、切羽詰まってから後見人を考えるのではなく早めに検討を始めたい。

保佐、補助の段階から支援をする。

成年後見制度の利用かかる費用は？

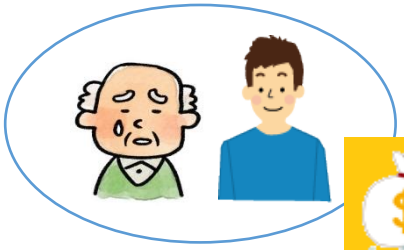

書類作成を
司法書士等
に依頼

①親族などが本人のために申立

銀行など

裁判所
申立費用

家庭裁判所

②
調査
鑑定
審問

鑑定費用

後見報酬

成年後見人

④登記証明書をもって
本人の代理など本人のため
後見活動をする

③成年後見人を選任・登記

東京法務局

成年後見制度利用にかかる費用

	内容	金額	備考
①	申立てに要する費用	１万円から ２万円程度	申立てる内容などで変わる
②	申立て書類を司法書士などに依頼した場合	１０万円から ３０万円程度	自分で作成すれば不要
③	精神鑑定が必要な場合	５万円から １０万円程度	裁判所から鑑定を求められた場合。全体の１割程度
④	後見報酬	月額2万円程度	管理財産が多ければその分増額されます。

①、③、④については、生活保護受給者など、低所得の方には、市町村が代わりに支払ってくれる制度（成年後見制度利用支援事業）があります。
申立てにかかる費用は、申立人が負担するのが原則。

成年後見人等の報酬額のめやす

【基本報酬】

　月額２万円。ただし成年後見人が管理する財産が1,000万円を超え5,000万円以下の場合には、月額3万円～4万円、管理する財産額が5,000万円を超える場合には5万円～6万円。

【付加報酬】

身上監護等に特別な困難があった場合には、基本報酬額の50%の範囲内で相当額の報酬を付与する。また、成年後見人が特別な事務を行った場合には、相当額の報酬を付加することがある。

（平成25年1月1日付け東京家庭裁判所、東京家庭裁判所立川支部より抜粋）

成年後見制度利用支援事業

- 申立費用の助成

  申立てに係る費用（切手、収入印紙、診断書料、鑑定費用）

- 成年後見人等報酬の助成
  - 生活保護世帯等助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な者
  - 上限額
    - 施設、病院等に入所しているもの　１８，０００円／月
    - その他（在宅）　２８，０００円／月

市町村事業（国補助事業）であるため、市町村によって事業内容が異なります。岩倉市は、市長申立以外の場合（親族申立ての場合）は助成されないので、注意。

成年後見人等になる者

親族後見から
第三者後見にシフト

①親族（全体の２０％）
②司法書士、弁護士、社会福祉士など専門職
③法人受任
④市民後見人

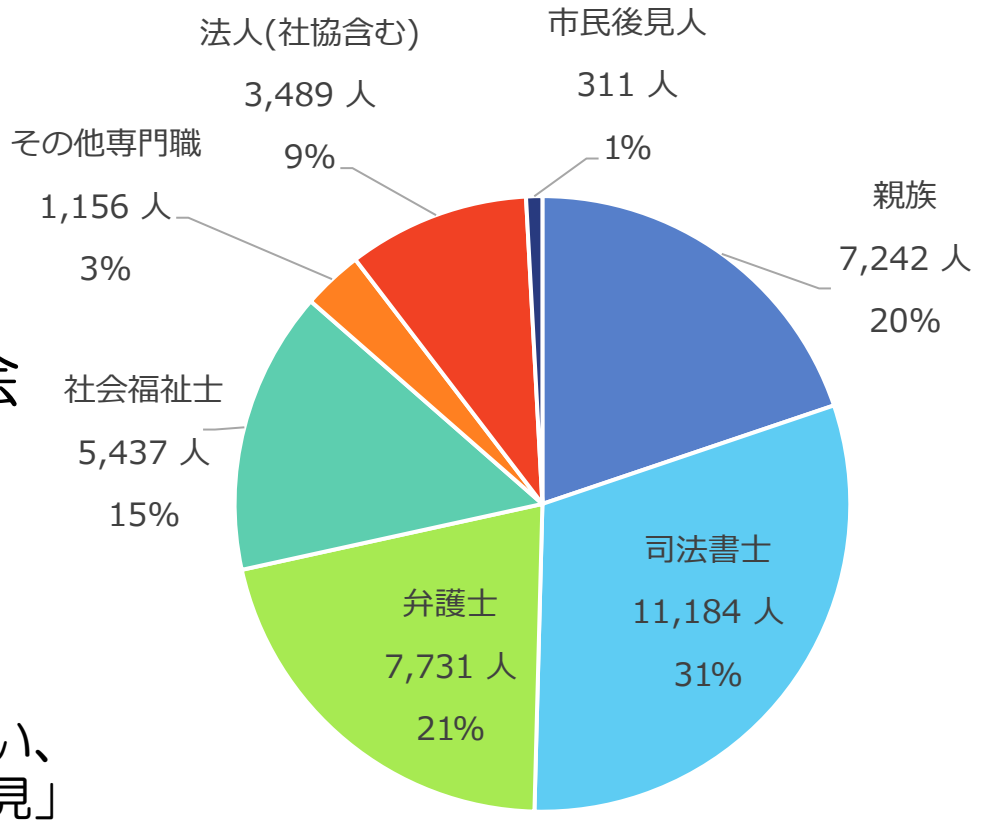

①の場合、「親族後見」といいい、②から④をまとめて「第三者後見」といいます。

出所：成年後見関係事件の概況（令和２年１月～１２月）最高裁判所

成年後見人等の選任等について

1. 誰を成年後見人等にするかは、家庭裁判所が職権で決める。
2. 申立ての際に、候補者を記載することができる
   ・記載しなかった場合、専門職団体の推薦となる
3. 一度就任すると、正当な理由がないと辞任できない。
4. 複数後見も可能
   - たとえば、財産管理は法律家、身上監護は社会福祉士
   - 後から追加で選任することもできる。
5. 権利擁護支援センターなど、法人が受任する法人後見もできる。

現行の成年後見制度のデメリット

①本人にとって自分の思いどおりの人生が生きられなくなること。（パターナリズム、意思決定支援）

②自分の好きな後見人が選べないこと。加えて、後見人次第であること。

③お金がかかること。

後見人等がつくことのメリット

①法律上の権限をもつ支援者であること。

②本人に一生付き合う支援者であること。

後見人の位置づけ

ご本人は、多くの支援者の支援をうけながら暮らしています。

成年後見人等は、新しい支援者仲間になります。

支援者チームに、

①法律上の権限をもっている
②亡くなるまで寄り添うことのできる

支援者が一人加わるのです。

検討会でなにを検討するのか

① 本人が困っていることは何か。

② 本人は、どんなふうに暮らしたいと思っているか。

③ 成年後見制度の利用は適切か。メリットとデメリット。

④ 申立ては誰がするのか。

⑤ 後見人等に期待することは何か。

⑥ 後見人等が就任した後の暮らしはどのようなみとおしになるのか。

任意後見制度の仕組み

元気なうちに「任意後見契約」を結んでおきます。

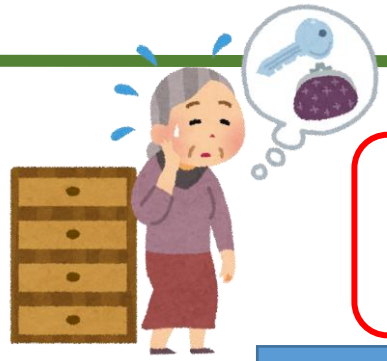

同意権、取消権はない

判断能力が不十分となった段階で後見監督人の申立て

任意後見契約の発効＝後見業務の開始

公証役場で公正証書とします

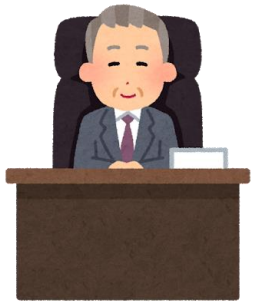

任意後見人は自分で選べる

後見監督人を選任

移行型モデル契約書の一部

第４条（証書等の引渡し等）

１　甲は、乙に対し、本件委任事務処理のために必要と認める範囲で、適宜の時期に、次の証書等及びこれに準ずるものを引き渡す。

①登記済権利証 、②実印・銀行印、③印鑑登録カード・住民基本台帳カード、④預貯金通帳、 ⑤各種キャッシュカード、⑥有価証券・その預り証、 ⑦年金関係書類、⑧土地・建物賃貸借契約等の重要な契約書類

２　乙は、前項の証書等の引渡しを受けたときは、甲に対し、預り証を交付して保管し、前記証書等を本件委任事務処理のために使用することができる。

これだけのものを預けてお任せをするのだから、よほど信頼をできる方でないと不安です

＝

後見監督人により、監督してもらう。

任意後見受任者の不正の心配

- 移行型（判断能力があるときから、事務委任契約を結んでおき、判断能力がおちたときに、任意後見監督人選任を申立て、任意後見に移行する）
- 任意後見監督人選任の申立てをしない受任者が多くいるとみられている。
- そうすると、監督する者がないまま、いろいろなことができてしまう。

判断能力が不十分になったときに、監督者がいない状態は危険

身元保証に関して基本的な考え方

① 身元保証会社には監督省庁がない。

② 介護保険、医療の範囲では、保証人がいないことでの入所・入院を拒否するのは違法である

- 厚労省は介護施設の運営基準に基づき「身元保証人がいないことは拒否の正当な理由にならず、拒否した施設は指導対象になる」としている。
- 平成30年4月27日　厚生労働省医政局医事課長通知

  「身元保証人等がいないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて」…医師法第19条第1項に抵触する。

身元保証団体も「契約」

① そのとき（契約しようとするとき）、本人に契約能力があるのかどうか。

② 本人が判断能力がなくなったとき委任契約の効力は？

- 民法には判断能力減衰による代理権消滅規定はなし
- しかし、誰が監督できるのか。

→だから、任意後見制度が作られた。

③身元保証契約に基づき代わりに払ってもらっても債務は消えない（保証会社から求償される）

④たしかに生活支援サービスが必要な場合はあるが、身元保証のパッケージで捉えるのではなく機能をわけて考える。

参考資料

成年後見制度利用促進のご案内｜厚生労働省 (mhlw.go.jp)

介護・障害福祉事業者のみなさまへ｜成年後見制度利用促進のご案内｜厚生労働省 (mhlw.go.jp)

連絡先

電話番号　　0568-74-5888

ファックス　0568-74-5855

メール　mail@owarihokubu-kenriyougo.net

ホームページ　https://owarihokubu-kenriyougo.net